

①⑥ 産地生産力強化総合対策事業

事業概要

農業産出額の向上を目指すためには、産地の生産力強化が不可欠であり、**県オリジナル品種等優良種苗の導入、各種作物の省力・低コスト化や高品質化のための機械・施設の導入**など、生産の拡大に直結する取組を支援する。

事業内容

1 産地育成推進事業

県が主体となって、関係機関・団体との連携により園芸振興に取り組む推進体制の構築や県オリジナル品種の普及推進に向けて、県域の会議及び地方別研修会等を開催する。

2 産地育成整備事業

○ 対象品目：果樹、野菜、花き ※((1)～(3)共通)

(1) 新規園芸品目導入支援事業

- ア 事業主体：市町村、農業公社、JA、地域農業再生協議会、営農集団、農業法人 等（市町村、農業公社、地域農業再生協議会の場合は受益農家1戸以上、農業法人、営農集団の場合は受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：新たな園芸品目の導入に必要な初期生産資材（野菜及び花きの新規栽培者のみを対象とする）、農業機械、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備等
- ウ 補助率：4/10以内（新規栽培者）
ただし、水稲からの転換又は水稲との複合経営として新たに園芸品目導入の場合は、補助率1/2以内
野菜、花きの永年性作物を新規導入する場合の初期生産資材は定額、新規栽培者以外は1/3以内

(2) 省力化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：省力化のための農業機械（育苗・移植用機械、防除用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、調製・出荷用機械）等
- ウ 補助率：1/3以内
ただし、基準年において契約出荷を行っている場合又は契約出荷を新たに行う場合、導入機械の受益農地に水田が30a以上含まれる場合は、補助率4/10以内

(3) 生産力強化支援事業

- ア 事業主体：市町村、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上）
- イ 補助対象：優良種苗の導入、高品質安定生産装置、施設及び付帯設備、水源確保（井戸掘削）等
- ウ 補助率：1/3以内

3 土地利用型作物支援対策

- 事業主体：市町村、農業公社、JA、営農集団、農業法人 等（受益農家3戸以上） ※((1)～(2)共通)
- 補助率：1/3以内 ※((1)～(3)共通)

(1) 産地拡大支援事業

- ア 対象品目：大豆、麦類、そば 等
- イ 補助対象：規模拡大のための省力機械（排水対策用機械、栽培管理用機械、収穫機械）、乾燥調製・出荷用機械等

(2) 飼料作物支援事業

- ア 対象品目：飼料作物
- イ 補助対象：栽培管理用機械・播種機械、収穫・調製用機械、運搬・保管用機械 等

(3) 主要農作物種子支援事業

- ア 事業主体：JA、種子生産を行う農業法人、種子生産を行う営農集団 等
- イ 対象品目：主要農作物（水稲・麦類・大豆）種子
- ウ 補助対象：種子生産に必要な機械（種子用コンバイン、乾燥機、選別機等の調製機器等）等

事業効果

○園芸産地及び土地利用型作物の生産力の強化

○担い手の確保・育成
新規栽培者の確保・定着

- ・水稲農家の園芸品目導入
- ・新規就農者を確保
- ・永年性作物の新規導入促進

○労力不足の解消
省力化技術の導入

- ・土地利用型野菜の作付の推進
- ・契約野菜の取組促進
- ・農業法人の規模拡大促進
- ・土地利用型作物の生産の効率化及び地域の担い手確保・規模拡大を促進

○出荷量・産出額の向上
単収・単価の向上

- ・出荷期間の長期化
- ・生産の高度化